

【常陽住宅ローンご契約のお客さま限定】

「お子さまの普通預金新規口座開設で1万円キャッシュバック」のご案内

当行では、住宅ローンをお申込みのお客さまを対象に、お子さまの普通預金口座を新規で開設いただいた場合、手数料の一部をキャッシュバックいたします。詳細は以下をご確認ください。

1. 概要

項 目	内 容
対象者	以下の条件を満たす方が対象となります。 ①住宅ローンのご契約者さまと同一世帯で生計を一にするお子さま ^{注1} の普通預金口座を住宅ローン契約時に新規開設した方 ^{注2} ②2025年6月1日から9月30日までに常陽住宅ローンをお申込し、かつ2025年12月30日までにお借り入れいただいた方
内容	「お子さまの普通預金口座」に1万円キャッシュバックします ^{注3}
申請方法	キャッシュバックを受けるためには、専用WEBフォームからの申請が必要となります（後記2参照）。 申請は住宅ローンのご契約者さま本人が行ってください ^{注4,5}
申請期間	2025年6月2日（月）～2026年1月31日（土）
ご入金時期	WEBフォームからの申請日の翌月末に申請いただいた「お子さまの普通預金口座」に入金いたします。
留意点 (2025年5月現在)	①キャッシュバックは、税務上「一時所得」に該当します。その他の一時所得と合算して年間50万円以上 ^{注6} となる場合は、確定申告が必要となる場合があります。詳しくはお近くの税務署にご確認ください。 ②WEBフォームからお申込みいただいた内容に相違がある場合、キャッシュバックができない場合がありますので、ご注意ください。

- (注) 1. 15歳未満のお子さまが対象となります。
2. 住宅ローンご契約時に開設したお子さまの普通預金口座が対象となります（2口座目は対象外）。
3. キャッシュバックをさせていただく対象は、住宅ローンご契約者さまとなりますが、当該キャッシュバックは住宅ローン契約時のお子さまの口座開設に伴うものであり、お子さまの口座へご入金させていただきます。
4. 2025年9月30日までに住宅ローンをお申込いただいている場合でも、同年12月30日までにお借入れいただけない場合は、対象外とさせていただきます。
5. 申請は、お一人さま1回限りとなります。
6. 税制の見直しにより、キャッシュバックの税務取扱内容が変更となる場合があります。

2. 申請方法

以下の二次元コードより、住宅ローンのご契約者さま本人が申請してください。

＜申請フォーム＞



詳しくは、お近くのローンプラザまでお問合せください。



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ